

農政部関係団体における過年度分の納税について

1 事案の概要

昨年11月に本市の関係団体において、法人税及び消費税の課税対象事例が発生したことに伴い、「旭川市農産加工協議会」及び「旭川市果樹協会」において、税務署と協議を行った結果、法人税の課税対象者であると判断され、過去5年分の申告を行ったもの。

2 納税額

(1) 旭川市農産加工協議会納税額	421,700円
（内訳）	
ア 法人道民税	100,000円
イ 延滞金（法人道民税）	4,800円
ウ 法人市民税	300,000円
エ 延滞金（法人市民税）	16,900円
(2) 旭川市果樹協会納税額	400,000円
（内訳）	
ア 法人道民税	100,000円
イ 延滞金（法人道民税）	未確定
ウ 法人市民税	300,000円
エ 延滞金（法人市民税）	未確定

3 再発防止策

税務関係法令の認識不足が原因であったことから、各団体内において周知徹底を図り、適正な事務処理と再発防止に努める。

なお、各団体において、今回収益事業として認定されたそれぞれの事業を行わないこととしたことから、今年度から法人税の課税団体ではなくなった。